

I be One + (DC) 規定 (2023.4.1改定)

1. I be One +

(1)IbeOne+ (以下「本カード」といいます。)とは、株式会社岩手銀行(以下「当行」または「岩手銀行」といいます。)の普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。)のキャッシュカード(ただし「いわぎんICキャッシュカード規定」所定の代理人カードは除くものとします。)としての機能(「いわぎんICキャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカードサービス」といいます。)と、当行および三菱UFJニコス株式会社(以下「当社」または「三菱UFJニコス」といいます。)のクレジットカードとしての機能(「IbeOne (DC) 会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカードサービス」といいます。)を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、本カードの表面には、「IbeOne+」と表示するほか、氏名、(ローマ字で表記されるため、当行へお届けの本カードの普通預金口座の口座名義の表記とは必ずしも一致しません。)クレジットカードサービスの会員番号・有効期限およびキャッシュカードサービスの普通預金口座番号等が表示されるものとします。

(2)「普通預金規定」、「いわぎんICキャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「IbeOne (DC) 会員規約」、「IbeOne+ (DC) 規定」(以下「本規定」といいます。)等の承認のうえ、当行および当社に本カードの利用を申込み、当行および当社が認めた者(以下「利用者」といいます。)に対し、当行および当社は「いわぎんICキャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード(以下「いわぎんキャッシュカード」といいます。)および「IbeOne (DC) 会員規約」により発行されるクレジットカード(以下「IbeOneカード」といいます。)に代えて、本カードを発行するものとします。

(3)クレジットカードサービスの利用代金等を決済する預金口座(以下「決済口座」といいます。)は、当該本カードの普通預金口座とするものとします。

2. 本カードの所有者

(1)本カードの所有権は当行に帰属するものとし、利用者へは、当行および当社の承認のもとに貸与するものとします。

(2)本カードを貸与された利用者は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。

(3)利用者は善良なる管理者の注意をもって本カードの使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者は本カードを他人に譲渡、質入れしてはならず、また、他人に貸与、占有、または使用させることはできないものとします。

(4)当行または当社から本カードの返却の請求があった場合は、利用者はその請求にしたがって、本カードを返却するものとします。

3. 既存のいわぎんキャッシュカードの取扱い

(1)1.(2)項に基づいて本カードが発行された場合において、利用者が本カードの決済口座についてのいわぎんキャッシュカードを既に貸与されている場合には、本カ

ード発行日以降の当行所定の日に既に貸与されていたいわぎんキャッシュカードは無効となるものとします。

(2)利用者は、本カードの貸与を受けたときは既に貸与されていたいわぎんキャッシュカードを速やかに磁気ストライプ部分およびICチップ部分をハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。破棄しないことにより、万が一損害などが発生したとしても、当行は責任を負わないものとします。

4. 本カードのお申込および審査

(1)本カードのお申込は当行で受付けるものとし、本カードのクレジットカードサービスの利用のお申込については、当行および当社が会員資格の審査をさせていただくものとします。

(1)の2 当行および当社は、お客さまからこの規定の取引に係る、当行および当社所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときに、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

(2)前項のクレジットカードサービス会員資格の審査結果で、資格を満たさない場合（以下「クレジットカード利用不可の場合」といいます。）は、当行から本カード申込書記載の住所宛に通知状を郵送させていただきます。

(3)クレジットカード利用不可の場合で、当行が既に決済口座についてキャッシュカードを発行している場合、当行へのキャッシュカードサービスの利用のお申込についても無効となるものとします。

(4)クレジットカード利用不可の場合で、当行が決済口座についてキャッシュカードを発行していない場合には、当行はキャッシュカードを発行し、利用者へ貸与するものとします。

5. 本カードの発行および交付

(1)本カードの発行は、当行または当社が指定する第三者に委託して行うことができるものとします。また、カードの交付についても、当行または当社が指定する第三者に委託して行うことができるものとします。

(2)本カードが、ご不在などの理由により不送達となり、返送された場合には当行で所定の期間のみ保管をします。この場合、当行のお取引店またはクレジットカードセンターにご確認のうえその指示に従い交付を受けてください。所定の期間を経過した場合は、当該カードは解約のうえ破棄しますので、利用をご希望の場合はあらためて本カードのお申込が必要となります。

6. 本カードの取扱い

(1)利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカードサービスとクレジットカードサービスを使い分けするものとします。

(2)利用者が本カードのデビットカードとしてのサービス（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカードサービスの両サービス

を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれのサービスを利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

(3)第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生じる不利益・損失等については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

7. 本カードの有効期限

(1)本カードの有効期限は、当行および当社が指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。なお、この有効期限は、キャッシュカードサービスとクレジットカードサービスとに共通の有効期限とします。

(2)当行および当社は、カード有効期限までに退会の申出がなく、かつ、当行および当社が引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たな本カード（以下「更新カード」といいます。）を発行し貸与するものとします。

(3)更新前の本カードのキャッシュカードサービスは、利用者が更新カードのキャッシュカードサービスを利用した以降、失効するものとします。

(4)利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに当行へ更新前の本カードの返却手続きをするものとします。または、利用者の責任において、磁気ストライプ部分およびICチップ部分をハサミ等で裁断のうえ、破棄するものとします。

8. 紛失・盗難等

(1)利用者は、本カードが紛失・盗難・詐欺・横領等（以下「紛失・盗難等」といいます。）にあった場合には、直ちにその旨を当行および当社に通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。

(2)紛失・盗難等の通知を当行または当社が受けた場合は、両社は、紛失・盗難等の連絡内容の確認など所定の手続きにしたがって、キャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスを停止するものとします。両社のシステムが休止している間に連絡を受けた場合には、システムの休止期間終了後に遅滞なく同様の措置をとります。これは本カードのご利用の安全を図るための措置であり、利用者からのカード喪失の通知においての誤りなどがあり、カードが利用できないことが生じても、当行および当社は一切責任を負わないものとします。

(3)利用者は、本カードが紛失・盗難等にあつた場合には、第1項の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、別に定める場合を除き当行は責任を負わないものとします。

(4)本カードの紛失・盗難等により生じた損害処理のうち、キャッシュカードサービスに関わる損害については、「いわぎんICキャッシュカード規定」が、クレジットカードサービスに関わる損害については「IbeOne (DC) 会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

(5)紛失等の通知により本カードのサービスを停止している状態で、当行に所定の書面

による届出および再発行手続きを行わない場合、有効期限をもって本カードは退会となり、更新カードは発行しないものとします。

9. 届出事項の変更

- (1)住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合または、クレジットカードサービスの暗証番号もしくは決済口座を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届出した変更事項は、当行から当社へ連絡し、これをもって「IbeOne (DC) 会員規約」に定める届出があったものとします。
- (2)第1項のうち氏名に変更があった場合およびクレジットカードサービスの暗証番号を変更する場合、または決済口座を変更する場合には第13条所定の再発行手続きがとられるものとします。

10. 本カードの退会

- (1)利用者は本カードをいつでも退会できるものとします。ただし、退会にあたっては、当行に所定の書面による届出を提出するものとし、自動融資サービスにかかる債務がある場合、その債務全額を本カード退会時に弁済するものとします。
- (2)退会時には当行へ本カードの返却手続きをするものとします。
- (3)本カード退会によりキャッシュカードの発行を利用者が希望する場合は、当行へキャッシュカード発行にかかる所定の書面により届出をおこなうものとします。

11. 本カードのカード種類変更等

- (1)本カードの種類変更については、一般カードからゴールドカードへの切替希望の場合、本条第2項の手続きをとるものとします。上記以外の種類変更の場合は、本カードを退会のうえ、あらためてご希望のカード種類をお申込みください。
- (2)利用者は、本カードのクレジットカードサービスのうち一般カードからゴールドカードへの切替を申込み場合は、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって、変更の申込みが当社にあったものとします。
- (3)前項に基づいて、新たに本カード（以下「新本カード」といいます。）が発行された場合には、利用者が貸与されていた種類変更前の本カードのキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスについては、新本カード発行日以降の当行および当社所定の日に失効するものとします。
- (4)利用者は新本カードの貸与を受けたときは、種別変更前の本カードの磁気ストライプ部分およびICチップ部分を速やかにハサミ等で裁断のうえ破棄してください。破棄しないことにより、万が一損害などが発生したとしても、当行および当社は責任を負わないものとします。

12. クレジットカード機能の利用停止

- (1)利用者が本規定または「IbeOne (DC) 会員規約」に違反しもしくは違反するおそれがある場合には、当社は利用者あて事前に通知・催告することなく、会員資格を取消することができるものとします。

(2) 当行および当社が前項により会員資格の取消を行った場合には、当行は本カードのキャッシュカードサービスに係る契約を特に利用者に事前に通知することなく解約できるものとします。この場合、利用者はキャッシュカードサービスを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。

(3) 当行および当社が第1項により会員資格の取消を行った場合には、当行および当社は利用者あて事前に通知・催告等を行うことなく当行および当社の自動機や加盟店等を通じて、それぞれの判断で本カードを回収することができるものとします。利用者は、当行または当社から本カード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

13. カードの再発行等

(1) 本カードの再発行を申込むときには、当行に所定の書面を提出してください。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社に送付し、これをもって「IbeOne (DC) 会員規約」に定める届出があったものとします。

(2) 前項の場合、当該本カードを当行に返却するものとします。なお、新たに再発行カードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカードサービスおよびクレジットカードサービスを利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行および当社は責任を負わないものとします。ただし、当行が返還の必要がないと判断した場合は、この限りではありません。

(3) 当行および当社が第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行および当社が所定の手続きをした後に再発行します。

(4) 利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合には、当該請求金額を支払うものとします。

14. 情報管理

(1) 利用者は、本カード発行に関する業務遂行上必要な範囲で、当行、当社および両社が業務を委託する第三者との間で、本カードに表示または記録される当該利用者に関する情報の提供または交換がなされることを承認するものとします。

(2) 利用者は、本カードの発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当行および当社間で当該利用者の属性情報（当該利用者が当行および当社に対し本カード申込時に申込書等により届出した情報および第9条に基づいて届出した情報をさすものとします。）、本カードのサービスの全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第7条、第8条、第10条、第11条、第12条および第13条記載の事項、「いわぎんICキャッシュカード規定」または「IbeOne (DC) 会員規約」に違反した事実等）の提供または交換がなされることを承認するものとします。

(3) 利用者はあらかじめ下記の事項に同意し、その同意確認のため申込書の所定の欄に捺印を行うものとします。

① 利用者が、本カードに関して当行に届出を行った属性情報の内容および本カードに一体化されたIbeOneカードの利用内容を、当社が以下の目的で利用するために

必要な範囲で、当行が当社に提供すること。

【目的】当社が取扱う商品・サービス等の利用者へのご案内

②利用者が、本カードに関して当行に届出を行った属性情報の内容および本カードに一体化されたいわぎんキャッシュカードの普通預金に関する当行との取引内容を当社が以下の目的で利用するために必要な範囲で、当行が当社に提供すること。

【目的】当社が取扱う商品・サービス等の利用者へのご案内

(4)当行、当社および両社が業務を委託する第三者は、保有する利用者の情報を厳正に管理し、利用者のプライバシー保護について十分注意を払うとともに、利用者の情報を目的以外には使用しないものとします。

15. 規定の準用

(1)本規定に特段の定めがない場合は、本カードのキャッシュカードサービスについては、「普通預金規定」、「いわぎんICキャッシュカード規定」、および「デビットカード取引規定」等を、クレジットカードサービスについては「IbeOne (DC) 会員規約」等を準用するものとします。

(2)本規定、「普通預金規定」、「いわぎんICキャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「IbeOne (DC) 会員規約」等の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

16. 本規定の変更

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上